

鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第 7 号

鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を廃止する条例

鳥取市小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例(平成 2 5 年鳥取市条例第 7 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。